

伊賀市教育大綱の策定について

教育委員会事務局教育総務課

「教育大綱」は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものとされています。

伊賀市教育大綱は、伊賀市の教育の基本的な方針を示すものとして、「一人ひとりが輝くこと」を基本理念に掲げ、その実現のための5つの基本方針を定めており、当市ではこの教育大綱に基づき、教育行政を推進してきたところです。

現在の教育大綱の期間が2021（令和3）年度から2024（令和6）年度までとなっていることから、本年度においてその後4年間の大綱を策定することとします。

○大綱の考え方

新たな教育大綱は、令和5年6月に閣議決定された国の第4期教育振興基本計画や令和5年10月に策定された三重県教育施策大綱等を参酌し、現在策定中の市の最上位計画である「第3次伊賀市総合計画」との整合を図ることとします。

○期間

2025（令和7）年度から2028（令和10）年度までの4年間とします。

○策定体制

教育委員会の所属長等で構成する「伊賀市教育委員会教育方針等検討協議会」で素案を作成し、総合教育会議で協議を行い、策定することとします。

○策定スケジュール

「第3次伊賀市総合計画」との整合性を図る必要があることから、総合計画の策定スケジュールを踏まえて、令和6年度末までに策定することとします。

【参考】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

伊賀市教育大綱

2021（令和3）年3月

伊賀市

【目 次】

1	はじめに	1
2	大綱策定の趣旨	
	（１）大綱の位置づけ	2
	（２）大綱の期間	2
3	教育大綱の考え方	3
4	社会の変化と伊賀市の教育に求められること	
	（１）変革の時代を自立した心豊かな人間として	
	生き抜いていく力の育成	3
	（２）持続可能な地域社会の形成を担う人材の育成	4
	（３）生涯を通じた学習基盤の充実	5
	（４）人間尊重の精神に貫かれた人権文化の醸成	6
	（５）郷土の芸術・文化、文化遺産継承	7
5	教育大綱	8
	【総合計画における教育大綱の位置付け】	10

1 はじめに

伊賀市は、2015（平成 27）年 4 月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度に移行しました。

市長と教育委員会の連携による「総合教育会議」を設置し、総合教育会議での協議を通して、2015（平成 27）年 10 月に福祉や地域振興など一般行政との連携をふまえ、全市的に取り組む教育の方針として「伊賀市教育大綱」を策定しました。

2017（平成 29）年度に見直しを行い教育行政の推進を図ってきており、このたび大綱の計画期間が経過したことにより改定を行いました。

人生 100 年時代を迎える中、少子高齢化社会がますます進行し子どもの数も減少しています。一方、グローバル化や情報化の進展、産業構造や雇用環境の変化など人々の生活に大きな影響を与えています。

加えて 2020(令和 2)年に世界中に蔓延した COVID-19 は、生活環境や経済活動に様々な影響を及ぼし、社会の情勢が大きく変化してきています。

こうした状況下において、教育格差と貧困の連鎖、子ども達の安全確保への対応などの課題もクローズアップされています。また、家庭教育、社会教育の推進や支援が求められるとともに、すべての人の人権が保障され、誰一人として取り残されることのない持続可能な明るく住みよい地域社会が求められています。

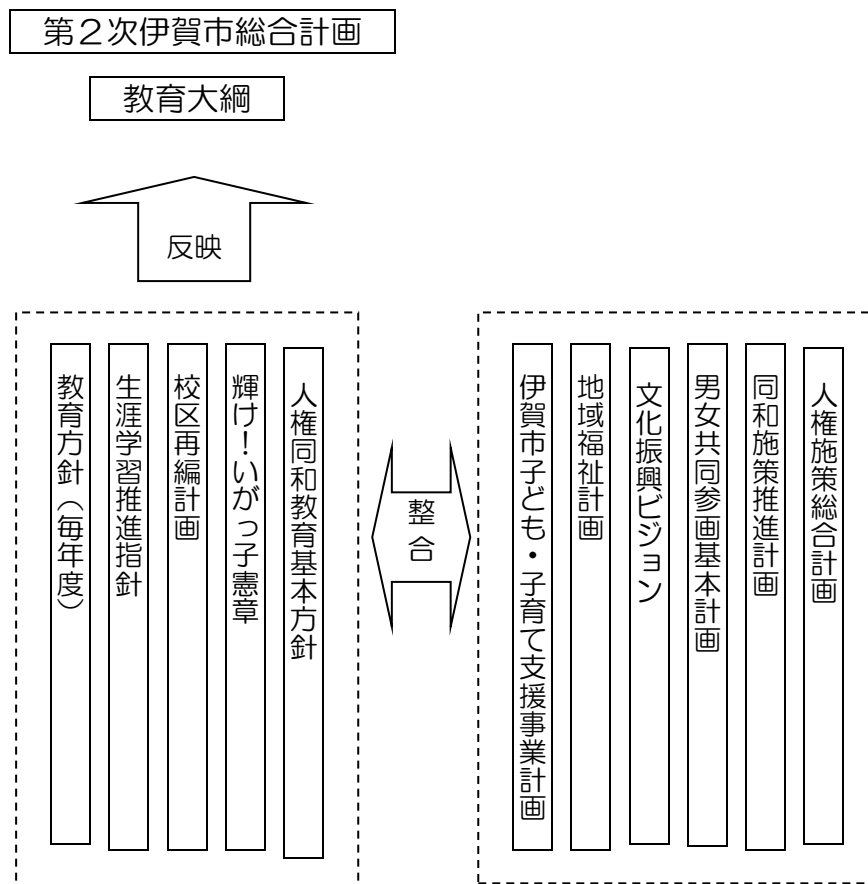
このため、「伊賀市第 2 次総合計画」に基づき、自立と共生のもと学校・家庭・地域が一丸となって、未来の伊賀市を担っていく人材を育むとともに、生涯をととした自己実現が図れる教育の実現を目指し、今後 4 年間の方向を定めました。

2 大綱策定の趣旨

(1) 大綱の位置づけ

「伊賀市教育大綱」は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、伊賀市の教育の基本的な方針を示すものです。

【大綱の位置づけ】



(2) 大綱の期間

2021（令和3）年度から2024（令和6）年度末までとします。

3 教育大綱の考え方

伊賀市の教育行政は、「第2次伊賀市総合計画」の教育に関する政策に基づき、現状や施策の方向性をふまえ事業に取り組んでいます。

また、2014（平成26）年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、「伊賀市教育大綱」を策定するとともに、教育大綱に基づき「一人ひとりが輝くこと」を教育理念に掲げ、「教育方針及び努力目標」を示し、教育に関わる者が共通理解と連携のもと教育活動に携わってきました。

教育大綱改定にあたっては、教育理念実現のためのこれまでの基本方針をふまえ、市の教育における今日的な課題の視点を加え、新たな5つの基本方針として示し取り組みを行います。

これら5つの基本方針については、総合計画の政策5教育・人権、政策6文化・地域づくりの各分野で主に網羅され、今後総合計画の進捗と連動して推進していきます。

4 社会の変化と伊賀市の教育に求められること

（1）変革の時代を自立した心豊かな人間として生き抜いていく力の育成

高度情報化による諸活動の広範囲化等が顕在化してきている現状があります。また、新型コロナウイルス感染症により生活に変化がもたらされ、社会全体が大きく変わろうとしています。

こうした中において、子ども達が情報を選択し活用する能力や倫理観を身につけ、社会の中で自分の役割を果たし、自分らしい生き方を実現し、豊かな未来を創っていくための確かな学力とキャリア教育の充実が求められています。

さらに、変化する時代の中で、生涯にわたって学び続け、協働による持続可能な地域の成長、発展を図っていく必要性も増しています。

また、子ども達にとって良好な学習環境を提供するため、学校施設の整備も必要です。

（２）持続可能な地域社会の形成を担う人材の育成

伊賀市においても人口減少・少子高齢化が続き、人口推計において 10 年後では現在より 2 割を上回る人口減の 70,883 人(国立社会保障・人口問題研究所)になるといった結果も出ています。

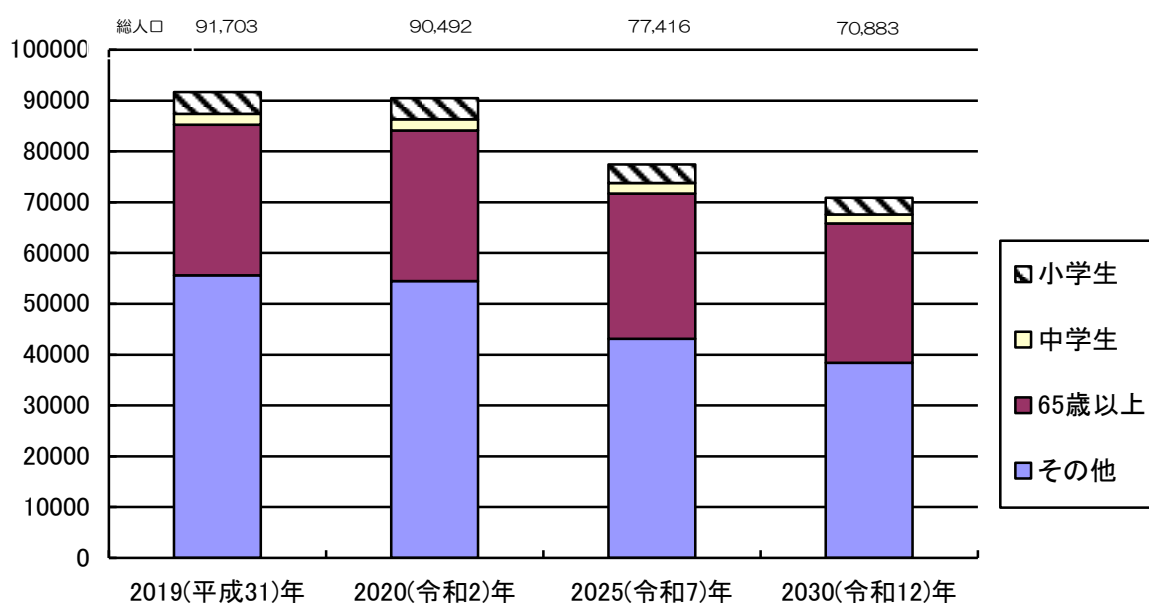
子どもの数も年々減少しており、小学生を見ると今後 10 年間でおよそ 900 人減少することが予想されています。

これまでも校区再編事業に取り組んできていますが、複式学級がある学校が新たにできてきています。子どもたちがより多くの人とかかわり、そのなかから学び可能性を伸ばすためにも一定の学校規模が必要です。

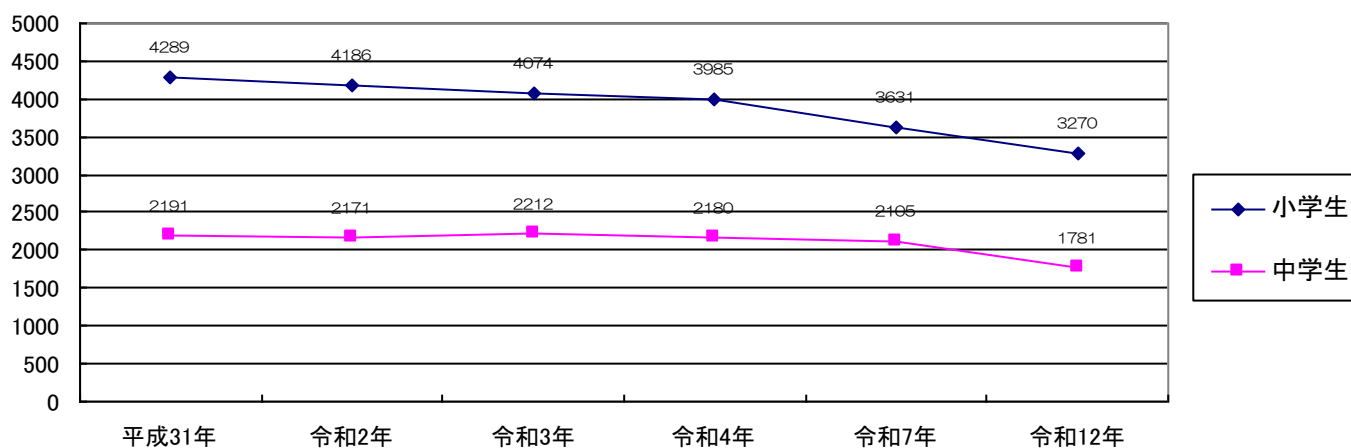
少子高齢化の進展や若年者人口の流出が続くなか、地域の将来を担う子ども達が郷土を理解し、郷土に愛着を持つための取組がいっそう求められています。

また、選挙権が 18 歳以上となるなど、18 歳をもって「大人」として扱おうとする議論がなされていることも踏まえ、社会の責任ある形成者となるための教養と行動規範や、主体的に社会に参画し自立して社会生活を営むために必要な力を実践的に身に付けるための新たな取組の必要性もでてきています。

【伊賀市の人口推計】



※2019（平成31）・2020（令和2）度は住民登録、2025（令和7）・2030（令和12）年度は国立社会保障・人口問題研究所推計



※2019(平成 31)・2020(令和 2)年度は住民登録、2021(令和 3)年度以降は
国立社会保障・人口問題研究所推計

	単位：人 () 内は割合、単位：%			
	2019 (平成 31) 年	2020 (令和 2) 年	2025 (令和 7) 年	2030 (令和 12) 年
総人口	91,703	90,492	77,416	70,883
小学生	4,289 (4.7)	4,186 (4.6)	3,631 (4.7)	3,270 (4.6)
中学生	2,191 (2.4)	2,171 (2.4)	2,105 (2.7)	1,781 (2.5)
65 歳以上	29,641 (32.3)	29,681 (32.8)	28,569 (36.9)	27,419 (38.7)
その他	55,582 (60.6)	54,454 (60.2)	43,111 (55.7)	38,413 (54.2)

※2019(平成 31)・2020(令和 2)年度は住民登録、2025(令和 7)・2030(令和 12)年度
は国立社会保障・人口問題研究所推計

(3) 生涯を通じた学習基盤の充実

地域が持続可能な発展を遂げていくためには、社会の責任ある形成者を育てていなくてはなりません。

人口減少局面を迎えている中では、地域のすべての人が、個々の能力を高め発揮することが地域づくりを推進する源です。

幼稚園・保育所、義務教育、高校・大学等、社会人の各層、とりわけ社会人各層がそれぞれの段階で主体的に学習機会を選択し学び、社会に参加できる環境の充実を図る必要性が増しています。

また、生涯を通じた学習の中で、異なった年齢・異なった世代等多彩な交流から住民や地域の絆を深め、互助・共助の精神に満ちた地域づくり・まちづくりにつなげる効果も期待されます。

一人ひとりの能力向上や地域に関わる参画者を増やし、地域づくりを推進するために、人材を育成できる生涯を通じた学習環境の充実が求められています。

（４）人間尊重の精神に貫かれた人権文化の醸成

社会構造の変化などにより、地域の結びつきや連帯意識の希薄化が顕著となることや新型コロナウイルス感染症による生活に及ぼす影響などにより、さまざまな差別やいじめ、インターネット上の差別書き込み等の人権侵害が存在し、差別意識が助長される深刻な状況が続いています。

地域社会、学校内においても、個別の人権課題に対する差別や排除、いじめなどの人権問題が後を絶たない状況です。

命の尊さ、他者や自らを大切にする人権尊重の精神で地域社会のつながりを深め、家庭・地域による子どもや若者への見守り活動の推進など、対応すべき課題が残っています。

加えて、伊賀市は、県内で一番高い割合で外国人が居住し、定住が進んでいます。そのため、国籍が異なる人々がお互いの文化や違いを認め合い、共に地域社会で活躍できる多文化共生社会の実現を目指して、外国人児童生徒に対する教育や多文化共生教育の一層の推進が求められています。

国においては、2016（平成28）年度に「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ規制法」が施行されるなど、「差別は許されない」という法的整備は行われつつあり、市では、LGBT（性的少数者）に対する差別への取り組みとして、パートナーシップ制度の周知を図るなど、個別の人権課題解決に向けた人権教育・啓発の取り組みを進めています。

今後ますます、一人ひとりの人権が大切にされ、多様性が尊重される「差別のない明るい伊賀市」の実現が求められています。

【伊賀市内の小中学校でのいじめ件数】

	2016 (平成28)年度	2017 (平成29)年度	2018 (平成30)年度	2019 (平成31)年度	2020 (令和2)年度
認知学校数	31	31	31	31	30
発生件数	154	112	143	157	204

(5) 郷土の芸術・文化、文化遺産継承

2016(平成 28)年 12 月に「上野天神祭のダンジリ行事」が「ユネスコ無形文化遺産」に登録されました。郷土の伝統文化が世界に発信される一方、地域に残る有形、無形の文化遺産を取り巻く現状は、少子高齢化による担い手不足など深刻な課題となっています。

また、伊賀市は「俳句」を文学・芸術の境地に高めた松尾芭蕉の生誕地であり、市民は子どもの頃から「芭蕉さん」と慕い、敬い、「俳句」に親しむ機会を持つなど、市民生活に溶け込んだ継承活動が行われてきました。

大きな社会変革の中であって、これまで伝えられてきた地域の伝統文化や文化遺産について、伊賀市文化振興ビジョンなどとの連携により子どもの頃から学び、体験し、先人の志に触れることで、関心を深め、次世代に継承していく取り組みが一層求められています。

5 教育大綱

● 教育理念 ●

一人ひとりが輝くこと
一人ひとりが心豊かで健やかに成長・自立し、
共に未来を創造することをめざして

● 基本方針 ●

基本方針 1 人間尊重の精神を培う教育

人間の尊厳や基本的人権が真に保障され一人ひとりが自分らしく生きられるよう、部落差別をはじめ、障がい者差別、LGBT（性的少数者）に対する差別などのあらゆる差別をなくし、「差別のない明るい伊賀市」の実現をめざします。

また、国際化社会に生きる私たちは、世界の平和とその調和ある発展を目指し、世界の人々と協調・交流を図ることが大切です。

このため、自尊心を高め一人ひとりがお互いの良さを認め、共に支え合いながら多様な文化や価値観を認めあう多文化共生の精神、生命・人権・世界平和を尊重する精神を培うよう努めます。

基本方針 2 新しい時代を「生きぬいていく力」を培う教育

社会が大変革期を迎える中、子どもたちが変化を前向きに受けとめ、未来に夢や希望を持ち、自立した心豊かな人間として生き抜いていくための基礎を身につけられるよう、義務教育・家庭教育の質を高めていくことが大切です。

このため、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応する「自立」の力及び、他者との関わりの中で共に支え合い新しい社会を創っていく「共生」の力を培うよう努めます。

さらに、家庭・学校・企業・地域が一体となって青少年を取り巻く環境整備を進めるとともに、子どもたちが快適に安心して学ぶことができる教育環境の充実を図ります。

基本方針 3 伊賀に根ざした教育と主権者の自覚を培う教育

成年年齢の引き下げに伴い、新しい時代の「大人」として社会活動や社会形成に積極的に参画する意欲を高め、互助・共助の姿勢や主権者としての自覚を培うことが求められています。併せて、将来世界で活躍する者にも伊賀の地で郷土の未来を担う者にも、ふるさと伊賀に愛着や誇りを持つとともに、学習の成果を地域づくりに生かすなど、誰一人取り残さない持続可能な地域社会の成長や発展に貢献する心・仲間を育てていく必要があります。

このため、*DXの取組を進めるとともに、豊かな自然や多彩な歴史文化を有する地域の資料をはじめ図書館等を活用した教育を展開しながら、地域に根ざした教育の機会を学校だけでなく、あらゆる世代が学ぶ機会が得られるようにするとともに、伊賀で様々なニーズの学びを保障していくような環境づくりを市民と共に進めていきます。

*DX（Digital Transformation：情報通信技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念）

基本方針 4 心豊かな人を育む教育

潤いのある自立した生き方は、健康で強い意志と勤労意欲、それに豊かな心によって作られます。

こうした観点から、自然やスポーツ・文化活動に親しみ、勤労の価値を自覚して強く生き抜く力を養い、生涯を通じ生きがいを持ち、心豊かに生きる人間としての情操を深められるよう取り組むことが大切です。

このため、それぞれの年代に応じた学習や交流の場、体験機会の充実や生涯を通じた自発的な学びができる環境をはじめ、さまざまな世代のニーズに応えられる情報発信や相談体制を整備します。

基本方針 5 芸術・文化、文化遺産継承の推進

先人から大切に引き継がれてきた地域の貴重な歴史や芸術・文化は人々の創造性を育み、人々の心のつながりや多様性を受け入れる豊かな社会を創造する原動力となるものです。

このため、市民がさまざまな芸術や文化、文化財に親しむ機会の充実とともに、文化活動へ参画できる環境を市民と共に整備していきます。

また、「俳句」やユネスコ世界遺産に登録された「上野天神祭のダンジリ行事」など、先人が遺した郷土の優れた文化遺産への理解・関心を深め、これら市民の財産を後世に引き継ぐ取組を推進することにより、故郷を愛する心を育み、地域の一体感や誇りの醸成につなげていきます。

【総合計画における教育大綱の位置付け】

教育大綱基本理念「一人ひとりが輝くこと」
一人ひとりが心豊かで健やかに成長・自立し、共に未来を創造することをめざして

教育大綱基本方針1 人間尊重の精神を培う教育



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画（基本理念⇒基本政策⇒政策⇒施策）

政策5 ○あらゆる差別を許さず、互いの人権を尊重するまちづくり

○女性がより一層活躍できる男女共同参画のまちづくり

1. 人権尊重・非核平和 ～人権に対する正しい知識を習得する～
2. 同和問題 ～部落差別をなくす～

政策6 ○文化の違いを尊重し、多文化が共生するまちづくり

2. 多文化共生 ～国籍や文化の違いを認め、共生する～

教育大綱基本方針2 新しい時代を「生きぬいていく力」を培う教育



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画（基本理念⇒基本政策⇒政策⇒施策）

政策5 ○将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり

3. 学校教育 ～子どもたちが、未来に夢や希望を持てる～
4. 教育環境 ～子どもたちが、安心して学べる～

政策5 ○生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり

5. 生涯学習 ～生涯を通じ、生きがいを持ち活躍できる～

教育大綱基本方針3 伊賀に根ざした教育と主権者の自覚を培う教育



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画（基本理念⇒基本政策⇒政策⇒施策）

政策5 ○将来を支える子どもたちが充実した教育を受けられるまちづくり

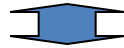
3. 学校教育 ～子どもたちが、未来に夢や希望を持てる～

政策6 ○地域活動や地域産業などの担い手が育ち、活躍するまちづくり

○地域活動や市民活動が活発なまちづくり

1. 住民自治・市民活動
～住民自治活動、市民活動やボランティア活動が、活発に行われる～

教育大綱基本方針4 心豊かな人を育む教育



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画（基本理念⇒基本政策⇒政策⇒施策）

政策5 ○生涯にわたって学びの機会が持てるまちづくり

5. 生涯学習 ～生涯を通じ、生きがいを持ち活躍できる～

政策6 ○文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり

5. スポーツ ～気軽にスポーツを楽しむことができる～

教育大綱基本方針5 芸術・文化、文化遺産継承の推進



第2次伊賀市総合計画 第3次基本計画（基本理念⇒基本政策⇒政策⇒施策）

政策6 ○文化活動やスポーツ活動が活発なまちづくり

3. 文化・芸術 ～豊かな感性を育む文化・芸術に親しむ～

4. 歴史・文化遺産 ～歴史や文化遺産を守り、未来へと引き継ぐ～

～伊賀市子育て応援プロジェクト～

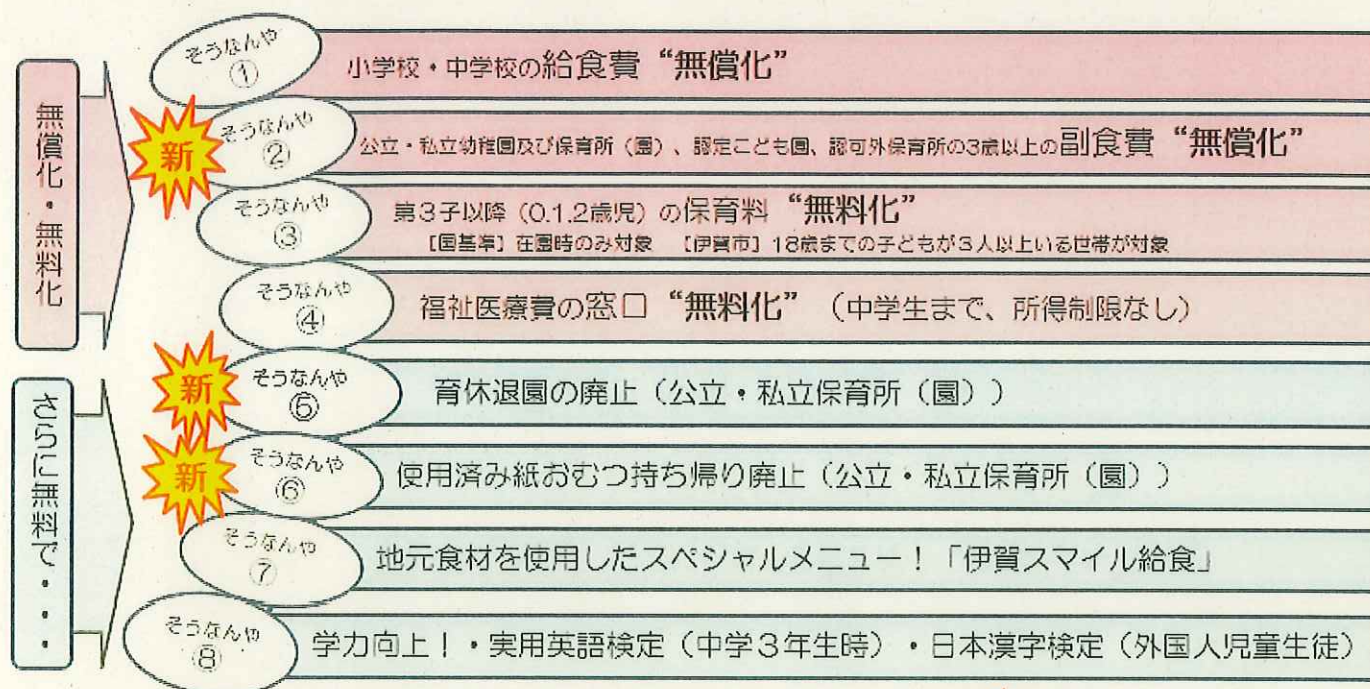
伊賀市



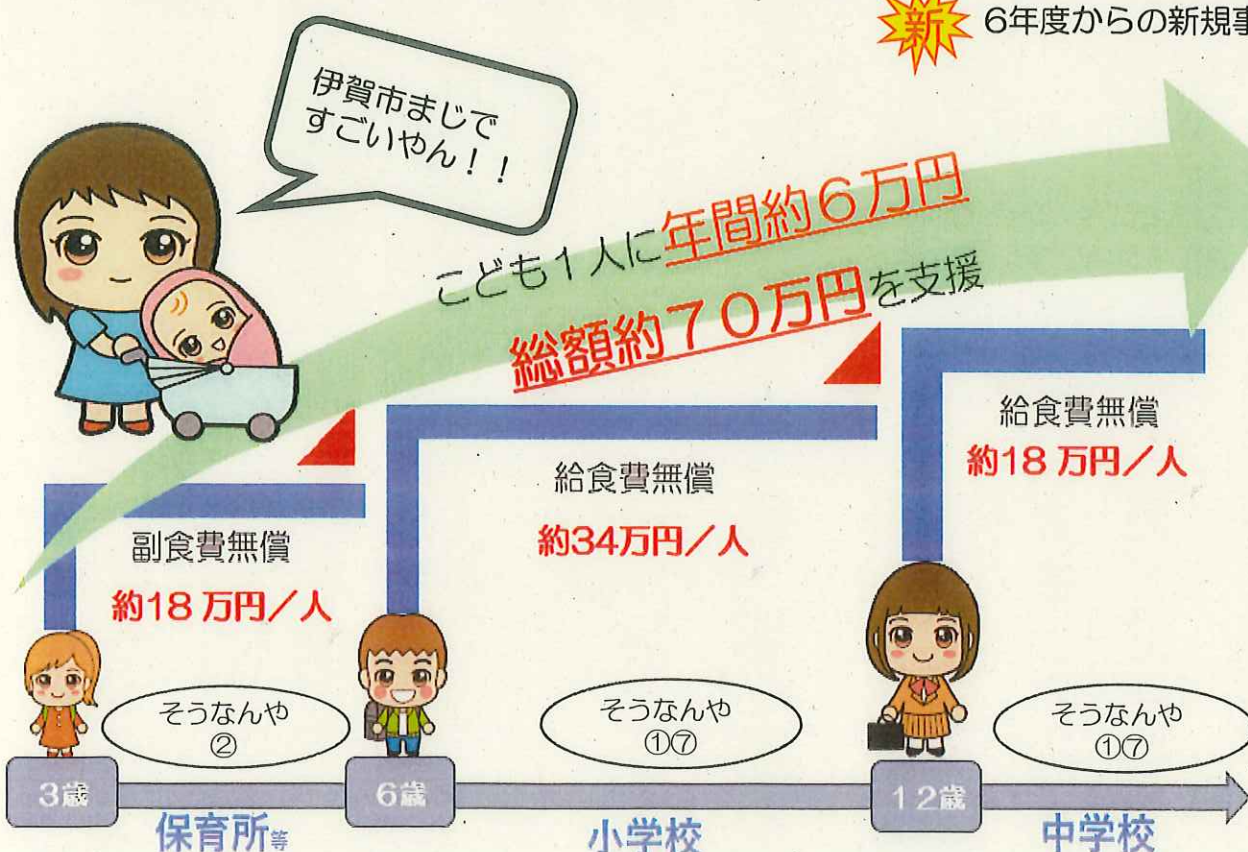
そうなんや！

～あなたの子育て応援します～

伊賀市の子ども・子育て施策における **ベーシックサービスの無償化！**



新 6年度からの新規事業





「子どもは伊賀の宝」

伊賀市の独自の子ども・子育て施策



伊賀市教育委員会

「英検Try!」

学力向上! 英検を中学3年生時に無料で受験

現在、中学校卒業時点で英検3級程度以上の英語力を身につけることが目標になっています。伊賀市では、中学3年生を対象に各校で英検の団体受験を実施しています。

中学3年生で英検3級にチャレンジできるよう、小学校から英語に親しみ、英語力をつけていきましょう。



小学校・中学校の給食費を無償化

「給食費無償化」



伊賀市では、食育の推進を目的として、市立の小学校・中学校の給食費を無償化しています。給食費が無償化される分をご家庭での食事(とくに朝ごはん)の充実に活用してください。朝ごはんをパワーアップしましょう。

その他

そのほかにも、いろいろ

★中学校までの医療費の無償化

★地元食材を使用したスペシャルメニュー「伊賀スマイル給食」

★外国人児童生徒を対象にした「日本漢字検定」「進路ガイダンス」

★高等学校等への進学を保障する「伊賀市奨学金」制度

もっと知りたい人は
伊賀市ホームページへ!



外国人児童生徒教育の現状と取組について

伊賀市の現状

日本語指導が必要な児童生徒数（令和6年5月1日時点）

- ・小学校：286人 中学校：78人 計：364人
- ・在籍校数：22校
- ・中国・フィリピン・ベトナム等、多言語化傾向

散在化・多言語化
これからも増加の見込み

伊賀市の取組

◆ 初期定期応指導教室（チャレンジ教室）

初めて日本の学校へ通うことになった外国人児童生徒で、日本語が全く話せない場合や日本語がほとんどわからない場合、初期適応指導教室で集中的に（約3ヶ月間）、学校での生活の仕方や日本語、算数などの学習をすることができる。

※現在3人が学習中（令和5年度は計14人）

【課題】

- ・外国人児童生徒数の増加による日本語指導協力員の不足
- ・保護者の送迎ができないため、初期適応指導教室に通えない児童生徒がいる
→ 日本語指導協力ボランティアの拡充

◆ 漢字検定

- ・令和元年度から、漢字検定にかかる受検料の補助
- ・漢字検定の合格に向けて取り組むことは、外国人児童生徒の日本語能力を向上させることができるとともに、進路保障につながる

※令和5年度 申込者200名（受検者194名）

◆ 伊賀市外国人児童生徒日本語指導コーディネーターの派遣

- ・参観等、具体的な子どもの姿を通じた日本語指導担当者や校内研修への指導・助言
- ・年間2回の研修会の実施

第1回（5月27日（月）15：30～17：00（於：教研センター）

「日本語指導の基礎～社会の状況の変化をふまえて～

第2回（7月29日（木）13：30～16：00（於：教研センター）

「キャリア教育を見据えた日本語指導とは～やさしい日本語の視点で～」

◆ 「伊賀地区外国につながりをもつ子どもと保護者の進路ガイダンス」

- ・日本の教育制度及び高校入学者選抜制度について（多言語）
- ・高校との個別懇談会（中学校3年生の生徒とその保護者に限る） 等
- ・令和6年9月29日（日）13：00～16：00（受付12：30～）

◆ 翻訳・通訳

- ・伊賀の伝丸、多文化共生課、同時通訳タブレット（SMARTBOX）の活用
- ・フィリピン語（タガログ語・ビサイヤ語）、ベトナム語など多言語化に対する課題

令和6年度 就学援助制度のお知らせ

伊賀市教育委員会

経済的理由により、学用品費や給食費など学校でかかる費用にお困りの方に、学校へ納入した費用の一部を市が援助する制度です。援助を希望する方は次のとおり申請してください。**なお、就学援助は自動的に更新しませんので、今まで援助を受けていた方も改めて申請が必要です。**

【対象者】

市内在住で伊賀市立小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で次のいずれかに該当する方

- ①世帯全員の前年所得合計額が平成25年厚生労働省告示第174号による改正（平成25年8月1日改正）前の生活保護世帯に準ずる方

➡申請理由「3」を選択してください。

※生活保護（教育扶助）を受けている方は、重複する内容の援助は受けられません。

- ②その他特別な事情がある方（世帯員の失業など）

➡申請理由「4」を選択してください。

※住宅ローンなど債務返済は特別な事情にあたりません。

【審査方法】

世帯員の前年所得額（給与所得控除後の額）の合算額が、所得基準額以内かどうかを審査します。
なお、所得基準額は世帯人数・年齢・住宅事情などにより上下します。

【援助の対象となる所得基準額の目安】

世帯員数	世帯の構成例（年齢）	所得基準額（概算）
2人	母（34歳） 子（8歳）	約183万円
3人	父（30歳） 母（29歳） 子（7歳）	約252万円
4人	父（43歳） 母（40歳） 子（13歳） 子（9歳）	約321万円
5人	父（36歳） 母（35歳） 子（11歳） 子（6歳） 子（3歳）	約369万円
6人	祖父（71歳） 祖母（70歳） 父（43歳） 母（39歳） 子（14歳） 子（9歳）	約440万円

【申請書類】

各小中学校または伊賀市教育委員会学校教育課に申請書がありますのでお申し出ください。

【添付書類】 必要に応じて、下記書類を添えて申請してください。

- ①令和6年度就学援助受給申請書（兼・準要保護世帯票）

※同じ学校の兄弟姉妹は1枚の申請書に記入してください

- ②通帳の1枚目のコピー（新規に申請される方で振込先に保護者口座を選択する場合）

- ③特別な事情を理由として申請する方は、特別な事情が分かる書類

※解雇された場合……離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証 など

※急な収入減の場合……給与明細など直近の収入状況が分かる書類及び勤務先から受ける年間（1月～12月）の給与収入見込額が分かる書類

- ④令和6年1月1日現在伊賀市以外【国内】に住所があった方

…転入前（1月1日現在の住民登録地）の市町村が発行した令和6年度（令和5年分）の所得や扶養人数の分かる証明書（対象児童生徒以外全員の課税証明書などが必要）

※市町村によって異なりますが、令和6年度（令和5年分）の証明書は6月以降の発行となるため、先に①の申請書のみ提出してください。6月になったら速やかに証明書を取り寄せて、学校または教育委員会へ提出してください。

- ⑤令和6年1月1日現在伊賀市以外【国外】に住所があった方

…入国後、支払いを受けた給与明細書など収入状況がわかる書類及び勤務先から受ける年間（1月～12月）の給与収入見込額が分かる書類

【申請期間】 令和6年4月8日（月）～4月22日（月）

【申請先】 在籍する小学校・中学校

兄弟姉妹が小中学校にそれぞれ在籍している場合は、それぞれの学校へ提出してください。
同じ申請書に違う学校の児童生徒名を書いても無効になります。

【認定結果】 上記期間に申請した場合は7月中旬に認定結果通知書を申請者宛に郵送

裏面もお読みください。

【支給方法】 年3回（7月・12月・3月）、申請者（保護者）の指定した口座へ振込み
 学校口座に振込を希望する場合は、申請時にお申し出ください。医療費は治療前に医療券を発行
 したものに限り、医療機関へ直接支払います。

【支給開始月】

4月1日現在で伊賀市立小中学校に在籍し申請期間中に申請書等を提出した方は4月分から支給します。申請期間を過ぎて申請書等を提出した方は提出月の翌月分から支給します。

【令和6年度 支給予定額（4月認定の場合）】

援助費目	支給対象	支給予定額（年額）
学用品費	全学年	小学校 11,630 円 中学校 22,730 円
通学用品費	小学校1年生以外 中学校1年生以外	小学校 2,270 円 中学校 2,270 円
新入学児童生徒 学用品費 ※支給は1回のみ	4月認定の小学校1年生 ※令和5年度中に申請を行い、認定のあった場合は、支給済のため除く	小学校 57,060 円
	4月認定の中学校1年生 ※令和6年3月1日に、小学校6年生で認定のあった場合は、支給済のため除く	中学校 63,000 円
修学旅行費	修学旅行実施学年で修学旅行実施までに認定した場合	実施後、実費額を支給 限度額なし （一部対象外の経費あり）
校外活動費 （宿泊を伴う）	校外活動実施学年で校外活動実施までに認定した場合	実施後、実費額を支給（限度額あり、 支給対象は交通費・見学料のみ）
校外活動費 （宿泊を伴わない）	全学年	小学校 1,600 円 中学校 2,310 円
学校給食費	全学年	給食費無償化により支給なし
通学費	通学距離が小学校4km以上、中学校6km以上で 公共交通機関を利用する場合	実費額
医療費	学校から治療の指示があった学校病*の治療をする 場合（アレルギー性の疾病を除く）	医療機関に医療券を提出した以降の 自己負担分の支払が不要

*学校病…トラコーマ・結膜炎、白癬（水虫）・疥癬・膿疱疹（とびひ）・中耳炎、慢性副鼻腔炎（蓄のう症）・
 アデノイド、う歯（虫歯）、寄生虫病（虫卵保有）

【注意事項】

①所得調査

申請者の同意を得て所得の調査をします。税の申告をしていない方は審査ができませんので、必ず申告を済ませてから申請してください。所得がない方（被扶養者除く）も市・県民税の申告が必要で、なお、所得の確認ができなかった方には審査不可通知書を郵送します。通知書に記載されている期限内に関係書類の提出がない場合は申請を却下します。

②目的外使用の禁止

就学援助は学校に納入した費用の一部を援助する制度であり、学校納入金などを免除にする制度ではありません。生活費など制度の目的以外の費用に使用したことがわかったときは、以後の援助費の支給を停止し、支給済の援助費の返還を求めることがあります。

③滞納

学校に納入すべき費用に滞納があり学校運営に支障をきたす場合は、支給する就学援助費を学校長口座に振り込みます。（申請時に就学援助費の受領・支払について学校長に委任していただきます。）

④その他

申請書の提出忘れや遅れについては遡って認定できません。申請内容に変更があった場合は速やかにお知らせください。（例：保護者が変わったとき、世帯構成が変わったとき、振込先口座を変更するとき、経済状況が好転したとき。）虚偽により就学援助費の支給を受けていることがわかったときは、認定の取り消し等により支給済の援助費の返還を求めます。

不明な点などがある場合はお問い合わせください。

【問い合わせ先】各小・中学校 または
 伊賀市教育委員会事務局学校教育課（TEL0595-22-9648 FAX0595-22-9667）

小中学校で購入が必要とされる主な物 ※学校によって差はあります

	学校で全員が購入する物	各家庭で準備してもらう物
小学校入学時		ランドセル等のカバン 筆箱・えんぴつ等の筆記用具 色えんぴつ・クレパス のり・ハサミ等の文具 体操服と赤白帽子、それを入れる袋 給食着とそれを入れる袋 歯みがきセット 上靴・体育館シューズとそれを入れる袋 置きがさ 算数セット（時計・計算カード等） ひきだし ねん土・ねん土板 通学帽
1年	計算・ひらがな（カタカナ）・漢字ドリル等 国語・算数テスト 書写ノート 版画等の図工教材	各教科ノート ピアニカのふき口 絵の具セット 水着 必ず、これは必要 紹介はする。
2年	計算・漢字ドリル等 国語・算数テスト 書写ノート 版画等の図工教材	各教科ノート
3年	計算・漢字ドリル等 国語・算数・理科テスト 書写ノート ローマ字ノート 理科教材 版画等の図工教材	各教科ノート ソプラノリコーダー 習字セット
4年	計算・漢字ドリル等 国語・算数・理科・社会テスト 三重のすがた（社会科副教材） 書写ノート 理科教材 版画等の図工教材	各教科ノート 彫刻刀

5年	計算・漢字ドリル・英語ドリル等 国語・算数・理科・社会・英語テスト 社会科資料集 書写ノート 家庭科ノート 理科教材 版画等の図工教材	各教科ノート 裁縫セット
6年	計算・漢字ドリル・英語ドリル等 国語・算数・理科・社会・英語テスト 社会科資料集 書写ノート 家庭科ノート 理科教材 版画等の図工教材	各教科ノート

- ・うわぐつ、体育館シューズ、給食着、体操服、水着等は成長に合わせて買い替えが必要
- ・ノートやえんぴつ、のり、絵の具等の文具は消耗品のため、買い替えが必要
- ・その他、卒業アルバム・修学旅行等のための積立金あり

	学校で全員が購入する物	各家庭で準備してもらう物
中学校入学時		制服 体操服：ウインドブレーカー等 上履き・体育館シューズ 給食エプロン 通学用自転車（必要に応じて）
1年～3年	各教科学習ノート等 各教科資料集等 美術 技術教材 家庭教材	各教科ノート

- ・うわぐつ、体育館シューズ、給食着、体操服、水着等は成長に合わせて買い替えが必要
- ・ノート等の文具は消耗品のため、買い替えが必要
- ・その他、卒業アルバム・修学旅行等のための積立金あり
- ・部活動に必要な物（ラケット、グローブ等）は各家庭で購入あり。
- ・日本スポーツ振興センター掛け金あり

例 A 小学校

1年	学校で全員が購入する物と価格	14,195
1学期	名前シール (400)、国・算テスト (360×2)、国・算・自由ノート (150×3)、自由帳・連絡帳 (128)、漢字ドリル (350)、ひらがな・数字ワーク (340)、計算ドリル・ノート (350+180)、名札 (132)、名前はんこ (250)、たんけんバッグ (790)、あさがおセット (990)、掲示ホルダー (170)、書写ノート (320)、ネームペン・フェルトペン (220)、予定帳 (150)、ファイル 3 種 (131)、入学式写真 (880)	6,951
2学期	計算ドリル (350)、書写ノート (320)、カタカナ練習帳 (330)、国・算テスト (360×2)、国語ドリル (390)、夏休みワーク (260)、図工教材① (290)、図工教材② (150)、漢字練習帳 (150)、あのねノート (150)、冬休みワーク (260)、算数プリント (330)、日本スポーツ振興センター掛け金 (460)	4,160
3学期	国・算テスト (360×2)、漢字ドリル (350)、計算ドリル (350)、計算ドリルノート (180)、図工教材③ (240)、算数プリント (330)、作品収納バッグ (90)、春休みワーク (370)、タッチペン (370) クラス写真 (84)	3,084

2年	学校で全員が購入する物と価格	12,149
1学期	名札 (132)、漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (410+180)、国・算テスト (300×2)、書写ノート (320)、国・算プリント (330+310)、国・算・作文ノート (150×3)、ファイル 2 種 (102)、予定帳 (130)、日本スポーツ振興センター掛け金 (460)	3,924
2学期	ミニトマトセット (390)、夏休みワーク (260)、作品バッグ (130)、図工教材① (210)、漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (410+180)、国・算テスト (300×2)、書写ノート (320)、国・算プリント (330+310)、ノート 3 種 (430)、九九カード (250)、図工教材② (150)	4,470
3学期	冬休みドリル (260)、漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (410+180)、国・算テスト (300×2)、書写ノート (320)、国・算プリント (330+310)、図工教材③ (250)、予定帳 (130)、春休みワーク (390)、クラス写真 (75)	3,755

3年	学校で全員が購入する物と価格	11,316
1学期	名札 (132)、漢字ドリル・ノート (360+150)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・理テスト (280+300+300)、国・算・社・理・作文ノート (150×5)、ファイル 3 種 (411)、ローマ字ワーク (310)、夏休みワーク (200)、作品展示ホルダー (220)、理科教材① (210)、図工教材① (450)、日本スポーツ振興センター掛け金 (460)	5,063
2学期	漢字ドリル (360)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・理テスト (280+300+300)、理科教材② (280)、図工教材② (190)、冬休みワーク (220)、	2,460
3学期	漢字ドリル (360)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・理テスト (280+300+300)、図工教材③ (250)、図工教材④ (340)、図工教材⑤ (265)、作品バッグ (90)、春休みワーク (420)、クラス写真 (58)	3,193

4年	学校で全員が購入する物と価格	12,665
1学期	名札 (132)、漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・社・理テスト (350+370+320+370)、国・算・社・作文ノート (150×4)、理科ノート (500)、夏休みワーク (200)、作品展示ホルダー (220)、理科教材① (490)、ファイル (123)、三重のすがた (730)	5,435
2学期	漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・社・理テスト (350+370+320+370)、冬休みワーク (200)、理科教材② (290)、理科教材③ (210)、図工教材① (360)、ファイル (190)、ロッカーボックス (110)、日本スポーツ振興センター掛け金 (460)	4,260
3学期	漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・理テスト (350+370+370)、図工教材② (340)、作品バッグ (90)、春休みワーク (420)	2,970

5年	学校で全員が購入する物と価格	14,375
1学期	名札 (132)、漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (410+180)、国・算・社・理・英テスト (370×5)、英ドリル (150)、国・算・社・理ノート (150×4)、家庭ノート (360)、家庭科教材① (260)、ファイル 3種 (301)、音読カード表紙 (45)、ネームプレート (80)、運動会用品 (140)、夏休みワーク (420)、社会科資料集 (630)、日本スポーツ振興センター掛け金 (460)	6,518
2学期	漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (410+180)、国・算・社・理テスト (370×5)、図工教材① (400)、冬休みワーク (200)	3,540
3学期	漢字ドリル・ノート (360+140)、計算ドリル・ノート (410+180)、国・算・社・理・英テスト (370×5)、作品バッグ (117)、理科教材① (730)、図工教材② (370)、写真 (160)	4,317

6年	学校で全員が購入する物と価格	16,472
1学期	漢字ドリル・ノート (350+180)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・社・理テスト (360×4)、英テスト (270)、英ドリル (290)、国・算・社・理ノート (150×4)、作文ノート (130)、ファイル 2種 (332)、漢字テスト (60)	4,182
2学期	漢字ドリル・ノート (350+180)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・社・理テスト (360×4)、英テスト (270)、漢字テスト (60)、家庭科ノート (370)、社会科資料集 (620)、夏休みワーク (420)、冬休みワーク (230)、図工教材① (420)、日本スポーツ振興センター掛け金 (460)	5,350
3学期	漢字ドリル・ノート (350+180)、計算ドリル・ノート (350+180)、国・算・社・理テスト (360×4)、英テスト (270)、漢字テスト (60)、春休みワーク (570)、図工教材② (1890)、図工教材③ (690)、理科教材① (840)、作品バッグ (120)	6,940

B 中学校 1年 15,687 円
2年 10,104 円
3年 21,731 円

◎保護者負担額について

○中学校の制服

今年度採用した新制服

冬用ジャケット 19,800 円～20,900 円

冬用スラックス 11,500 円

冬用スカート 12,650 円

合計 31,350 円～33,550 円

ネクタイ 2,420 円、リボン 1,650 円

その他必要に応じて夏用スラックスやスカート、シャツなど

○修学旅行積立（一人当たり）

- ・現在限度額を設けてあり、その範囲内で修学旅行を実施している。

小学校 3 万円以内

中学校 7 万円以内

ただし、物価高騰等の理由により限度内での実施が難しくなっており、検討している。

- ・小学校 最少額 27,309 円

最高額 74,500 円

ただし、最高額の小学校は、3 年から 6 年の社会見学費や卒業アルバム代を含んでおり、その他の小学校も金額の多い学校は同様にしている。

余れば当然返金することや金額が確定すれば途中から打ち切ることもある。

- ・中学校 最少額 60,000 円

最高額 99,080 円

ただし、最高額の中学校は卒業アルバム代を含んでおり、小学校同様その他の中学校も金額の多い学校は同様にしている。

余れば当然返金することや金額が確定すれば途中から打ち切ることもある。

不登校児童生徒の現状と支援について

資料1

不登校児童生徒の状況と今後の取組について

令和6年6月20日

学校教育課

1 令和5年度不登校児童生徒数について

不登校児童生徒数の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	40	44	56	45	65
中学校	89	94	89	94	116
合 計	129	138	145	139	181

不登校児童生徒数の全国・三重県との比較(1,000人率)

(単位：人)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	全 国	8.3	10.0	13.0	17.0	—
	三重県	7.5	9.1	11.9	15.4	—
	伊賀市	9.3	10.5	13.9	11.4	16.9
中学校	全 国	39.4	40.9	50.0	59.8	—
	三重県	35.5	35.9	46.1	54.5	—
	伊賀市	40.6	43.3	41.1	44.5	56.2
合 計	全 国	18.8	20.5	25.7	31.7	—
	三重県	16.7	18.0	23.4	29.1	—
	伊賀市	19.9	21.7	23.4	23.0	30.6

令和5年度の全国・三重県の数値は未公表(秋頃公表予定)だが、増加することが見込まれる。

不登校児童生徒の欠席日数

(単位：人)

	令和4年度		令和5年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
30日以上40日未満	8	8	16	13
40日以上50日未満	5	9	7	12
50日以上60日未満	5	6	5	6
60日以上70日未満	2	6	7	12
70日以上80日未満	4	3	7	3
80日以上90日未満	1	3	1	6
90日以上	20	59	22	64
合 計	45	94	65	116

2 不登校児童生徒の状況について

不登校児童生徒について把握した事実（複数回答可）

	小学校		中学校		合計	
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
いじめ被害を除く友人関係をめぐる問題の情報や相談があった	8	12.3	44	37.9	52	28.7
親子の関わり方に関する問題の情報や相談があった	13	20.0	9	7.8	22	12.2
生活リズムの不調に関する相談があった	21	32.3	24	20.7	45	24.9
学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった	25	38.5	24	20.7	49	27.1
不安・抑うつ等の相談があった	8	12.3	30	25.9	38	21.0

（文部科学省実施「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より）

生活リズムの不調を訴える児童生徒は、小中学校に共通して多い。

小学校の不登校児童・・・親子の関わり方、学校生活に対してやる気が出ない等の悩みが多い。

中学校の不登校生徒・・・友人関係、不安・抑うつ等の悩みが多い。

3 関係機関との連携について

不登校児童生徒への支援については、児童生徒が不登校となった要因を的確に把握することは重要であり、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を講じることや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることは重要です。そのため、学校教育の役割は大きく、早期の発見・対応など、一層の充実を図るための取組は重要です。

一方で、不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、2で示したように、親子の関わり方や生活リズム、不安・抑うつなど、不登校を学校教育の観点のみで捉えて対応するには限界があることも事実です。

そのため、不登校児童生徒への支援については、学校や担任のみで抱え込むことなく、保護者との連携や支援はもちろん、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家、ふれあい教室、こども家庭支援課、児童家庭支援センター、医療機関やフリースクールといった関係機関と、必要に応じて連携を強化していくことも重要だと考えています。そうすることで、学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい支援の方向性を見いだしたりすることにつながり、教職員等の支援者の負担を分散することで、当該児童生徒への関わりの密度を高める

ことが可能になると考えています。

4 今後の取組について

今年度、伊賀市では、崇広中学校をモデル校として「校内教育支援センター」を設置し、現在2人の生徒が学習支援等を受けています。崇広中学校における取組状況を踏まえ、成果や課題を整理し、今後の取組につなげていきたいと考えています。

市内においては他にも、不登校児童生徒が利用できる居場所や、学習のサポートをしてもらえる場所が増えてきています。教育委員会としましても、こういった取組の主体と連携し、不登校児童生徒が利用できる居場所の一つとして紹介するなど、支援の充実につなげ、今後の取組を進めていきたいと考えています。

誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)

※Comfortable, Customized
and Optimized Locations of
learning

○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。

○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。

主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える

仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながることができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。

○不登校特例校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称）。

○校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）

○教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）

○高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障（不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に）

○多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）

実効性を高める取組

○エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握）

○学校における働き方改革の推進 ○文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する

不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。

○1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）

○「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）

○一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）

3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。

○学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）

○学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）

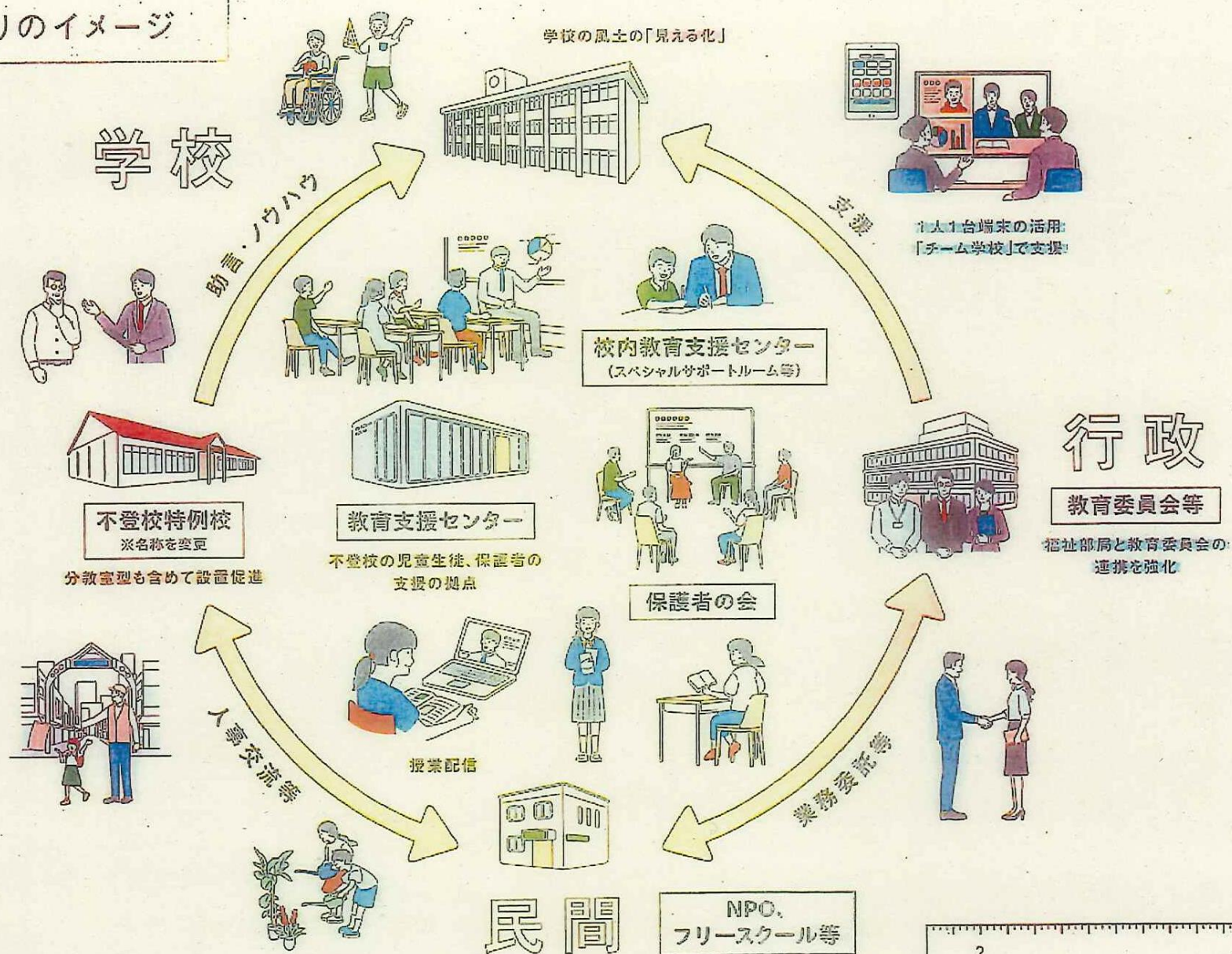
○いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底

○児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進

○快適で温かみのある学校環境整備

○学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に

つながりのイメージ



不登校児童生徒の支援を行う公的施設

No.	教育支援センター名	電話番号	住所
①	いなべ・東員教育支援センター (ふれあい教室)	0594-72-3523	いなべ市北勢町同下登974
②	桑名市教育支援センター (ふれあい教室)	0594-21-3938	桑名市鍛冶町14
③	四日市市登校サポートセンター (ふれあい教室)	059-345-3350	四日市市日永東1丁目2-28
④	四日市市登校サポートセンター (わくわく教室)	059-354-8285	四日市市諏訪町2-2
⑤	鈴鹿市適応指導教室 (けやき教室)	059-382-7141	鈴鹿市神戸1丁目18-18
⑥	鈴鹿市適応指導教室 (さつき教室)	059-367-1080	鈴鹿市高塚町1843-10
⑦	亀山市適応指導教室 (ふれあい教室)	0595-82-6000	亀山市若山町7-10

⑧	津市教育支援センター (ほほえみ教室)	059-221-6038	津市観音寺町359
⑨	津市教育支援センター (ふれあい教室)	059-254-0660	津市久居北口町601-4

⑩	伊賀市教育支援センター (ふれあい教室)	0595-24-0783	伊賀市上友生785
⑪	教育支援センター (さくら教室)	0595-63-7830	名張市百合が丘西5-25

【三重県の児童相談センター・児童相談所】
三重県HPのURL及びQRコード
(<https://www.pref.mie.lg.jp/JIDOUZEN/HP/index.htm>)



教育支援センター

(令和5年7月現在)

教育支援センターへの通所は小中学校を通して申し込んでください。
(県立教育支援センター以外)

通所可能な教育支援センターは居住区によって異なります。

◆不登校の状況にある高校生等の「居場所」

県立教育支援センターこもれび
059-213-6612

津市大谷町12番地

(三重県総合教育センター2階)



HP



Instagram

⑫	松阪教育支援センター (鈴の森教室)	0598-26-1800	松阪市川井町600-1
⑬	松阪教育支援センター (やまゆり教室)		松阪市久米町2008

⑭	伊勢市教育支援センター (NEST)	0596-22-7901	伊勢市小俣町元町540
⑮	度会郡教育支援センター (度会ふれあい教室)	0596-63-0123	度会郡度会町樹橋1453-2 (度会町協議センター内)
⑯	鳥羽市教育支援センター (HARP)	0599-25-2457	鳥羽市小浜町97
⑰	志摩市教育支援センター (志摩ふれあい教室)	0599-52-0281	志摩市大王町波切1985-4
⑱	奥伊勢教育支援センター (おおいせ教室)	0598-82-3901	多気郡大台町佐原1019 (大台町就業改善センター2階)
⑲	尾鷲教育支援センター (あおさぎ教室)	0597-22-4433	尾鷲市中村町10-50
⑳	熊野教育支援センター (きのくに教室)	0597-89-5945	熊野市井戸町616-8(2階)
㉑	玉城町教育支援センター (玉城ふれあい教室)	0596-58-8378	度会郡玉城町下田辺800 (玉城町中央公民館内)

不登校総合支援センター

県教育委員会事務局生徒指導課 不登校支援班

TEL 059-213-6611

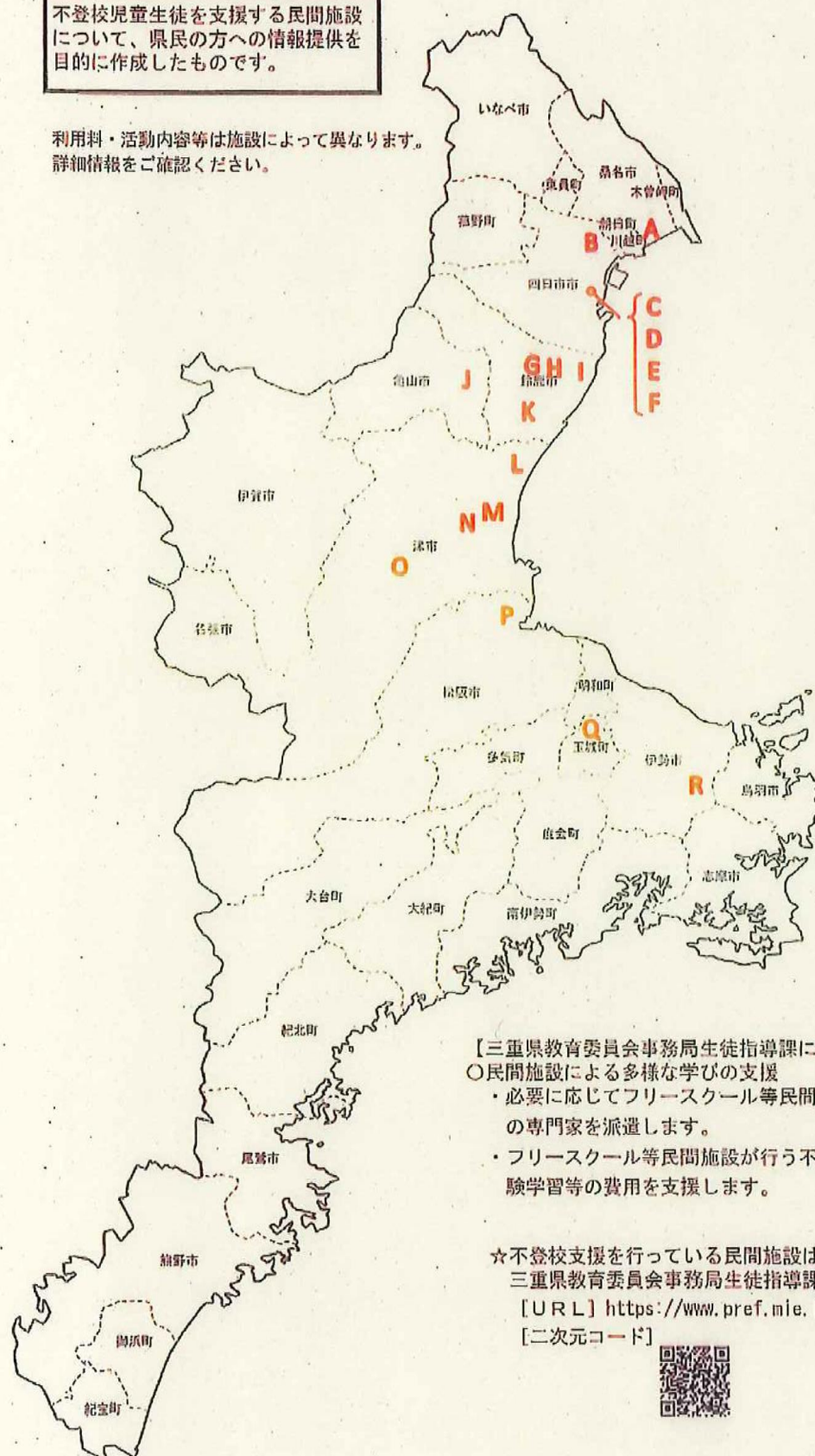
不登校児童生徒の支援を行うフリースクール等民間施設

(令和6年4月現在)

不登校児童生徒を支援する民間施設について、県民の方への情報提供を目的に作成したものです。

利用料・活動内容等は施設によって異なります。
詳細情報をご確認ください。

記号	民間施設の名称
A	ねこバス停留所
B	みんなの学び家「サードプレイス」 不登校の中学生対象「ひるま塾」
C	オフィス桜
D	トライ武高等学園四日市キャンパス 中等部(フリースクール)
E	第一学院中等部
F	おおぞら高等学院 中学生サポートコース
G	フリースクールけやき
H	みんなの居場所 ラビュすずか
I	子どもの学び舎 ワンダーYCU
J	魚っ子サポート フリースペースかめっこ
K	一般社団法人 家庭教育研究センター FACE(ふぁー)
L	あおぞらん
M	認定NPO法人 フリースクール三重シュール
N	学園ivy
O	スコール後
P	NPO法人 チャレンジスクール三重
Q	フリースクール 恵(かなう)
R	フリースクール いせのもり



【三重県教育委員会事務局生徒指導課による民間施設への支援】

○民間施設による多様な学びの支援

- ・必要に応じてフリースクール等民間施設へ臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家を派遣します。
- ・フリースクール等民間施設が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等の費用を支援します。

☆不登校支援を行っている民間施設はご連絡ください。

三重県教育委員会事務局生徒指導課不登校支援班 Tel 059-213-6611

[URL] <https://www.pref.mie.lg.jp/common/04/ci400002313.htm>

[二次元コード]



～見学受付中～

フリースクール レインボーキッズ



レインボーキッズって何？



子どもの居場所は学校だけじゃない
子どもの居場所を自由に選ぶ時代が
やってきた！
学校に行きにくい子どもやその家族が
心安らげる場所作りを行います。

レインボーキッズはこんなところです

子ども本来の姿で自分らしく生きる場所
子どもが本音で過ごせる場所
我が子の無限の可能性を引き出そう

我が子も入れるの？

誰でも入れます。学校へ行かないことを選んだお子さまから、学校へ行くことを選んだお子さまも。子どもたちが安心して生活できる場所を提供します。

他にもこんなことができます

不登校の子どもを持つ親が不登校でお悩みの親御さんのお悩み相談も行います。経験した親子でなければ分からない心の悩みも寄り添いながら解消にむけて頂きます。

不登校でお悩みのご相談のみもお受けさせていただきます。

伊賀初フリースクール

レインボーキッズ

代表 服部朋弘
三重県伊賀市朝日が丘
近鉄伊賀線伊賀神戸駅より徒歩9分
対象 小学1年生～高校3年
入学金 50,000円
利用料 10,000円～25,000円
利用回数により変動有り

お子さまが中心の
第3の居場所

自由空間で
アットホームな場所

お問い合わせ
はこちら



Instagram
始めてま



虹のかけはしプロジェクト